

日行連発第 25 号
令和 2 年 4 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び
農林水産省告示第 5 3 4 号の一部を改正する告示の施行について（周知）

令和 2 年 3 月 16 日付けで公布・施行された標記の件について、農林水産省食料産業局より周知依頼がありました。

については、下記の資料等をお送りしますので、会員への周知をお願いします。

記

1 送付物

- (1) 「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成 20 年農林水産省告示第 534 号（種苗法第 2 条第 7 項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）」（令和 2 年 3 月 18 日付 農林水産省食料産業局長発 元食産第 5537 号）
- (2) 種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要
- (3) 種苗法第二条第七項の規定の基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示の概要

2 参考ホームページ

- ・種苗法施行規則の一部を改正する省令等について（インターネット版官報）
<http://kanpou.npb.go.jp/>

※号外（第 49 号／3 月 16 日発刊）に本件に関する記載があります。

3 その他

日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

以上